

平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続：有(無))

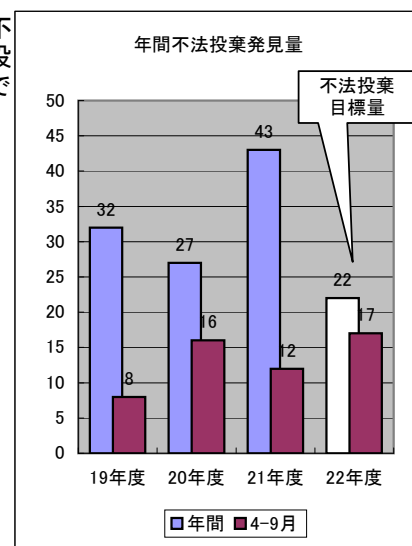
平成22年12月17日
第三者委員会

No.24	都道府県名：滋賀県			市町村等名：多賀町			
対象地域：多賀町全域			※世帯数：2,439世帯	※人口数：8,145人			
防止事業				引渡事業			
実施期間	平成21年6月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間	平成21年9月1日 ~ 平成22年11月30日		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止看板の設置。 不法投棄防止パトロール。 監視カメラの設置。 			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター(委託)が回収し、職員が指定引取場所に運搬。 		
	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)	0	18	0	1	0	19	
	防止事業			引渡事業		合計	
	防止項目			小計	撤去等費用		再商品化等料金
	設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)	281	504	0	(785)	0	50	(834)
交付した助成金額(千円)	140	252	0	(392)	0	30	(422)

※：世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

I. 事業協力の評価

多賀町が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(32台)に対する平成22年度の目標削減率は31.3%(年間不法投棄目標量で22台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では既に17台となっており、平成19年度同期比では112.5%増となっている。年間目標削減率の達成については引き続き今後の推移を見守る必要がある。



II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 防止事業及び引渡事業は計画通り実施された。
- 2) 多賀町の責務は、I. を除き適切に遂行されているものと認められる。